本号で公布された法令のあらまし

◇外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二六〇号）（農林水産省）

1　特定漁獲物等の指定

外国漁船によるその本邦への陸揚げ等によって我が国漁業の正常な秩序の維持に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる漁獲物等を定めることとした。（第三条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六一号）（厚生労働省）

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二八年法律第四六号）の施行期日は、平成二八年八月一日とすることとした。

◇特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第二六二号）（厚生労働省）

1　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二八年法律第四六号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、改正法の施行の日（平成二八年八月一日）から施行することとした。

政　令

外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十号

外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第四条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「添附する」を「添付する」に改める。

第三条第二号中「わが国」を「我が国」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（特定漁獲物等の範囲）

第三条　法第四条の二の政令で定める漁獲物等は、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。）により我が国が本邦の港への寄港の禁止その他の必要な措置を講ずることが必要である旨が決定された船舶であつて、その活動によつて水産資源の適切な保存及び管理に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして農林水産大臣の指定するものが積載した漁獲物等（当該船舶から他の船舶に転載されたものを含む。）とする。

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

農林水産大臣　森山　**裕**

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十一号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年八月一日とする。

厚生労働大臣臨時代理　国務大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十二号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十六号）附則第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正前の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号。以下「旧法」という。）によりされた旧法第二条第三項に規定する確定判決等において、次の各号に掲げる者であることを証された同条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人は、改正法による改正後の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「新法」という。）第二条第三項に規定する確定判決等において、当該各号に定める者であることを証された同条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人とみなして、新法の規定を適用する。

一　旧法第六条第一項第二号に該当する者　新法第六条第一項第三号に該当する者

二　旧法第六条第一項第三号に該当する者　新法第六条第一項第六号に該当する者

三　旧法第六条第一項第四号に該当する者　新法第六条第一項第七号に該当する者

四　旧法第六条第一項第五号に該当する者　新法第六条第一項第八号に該当する者

五　旧法第六条第一項第六号に該当する者　新法第六条第一項第九号に該当する者

六　旧法第六条第一項第七号に該当する者　新法第六条第一項第十号に該当する者

附　則

この政令は、改正法の施行の日（平成二十八年八月一日）から施行する。

厚生労働大臣臨時代理　国務大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第五十一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年七月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のとおり改正する。

第五十条中「京都に置かれる」を「京都市に置かれる」に改める。